

第4次小牧市行政改革大綱（改訂版）

平成24年1月

小 牧 市

目 次

I 行政改革の背景と必要性	… P. 1
1 行政改革の経緯	
2 行政改革の必要性	
3 行政改革の目的	
II 行政改革の内容	
1 新たな社会の変化に対応した行政運営	… P. 3
(1) 市民協働の推進	
(2) 民間活力の導入	
(3) 公正の確保と透明性の向上	
(4) 外郭団体の見直し	
2 健全な財政運営	… P. 4
(1) 事務事業の見直し	
(2) 補助金等の見直し	
(3) 財政の健全化	
(4) 地方公営企業等の経営健全化	
(5) 公の施設の有効活用	
3 効率的な組織の確立	… P. 5
(1) 組織体制の整備	
(2) 定員管理・給与の適正化	
(3) 人材育成の推進	
(4) 電子自治体の推進	
III 計画の体系	… P. 7
用語解説	… P. 8

はじめに

本市は、昭和 61 年度から 4 次にわたり行政改革大綱を策定し、変化し続ける社会に対応するため、事務事業の見直しや職員数の削減など、行政改革に取り組んできました。

しかしながら、世界規模での景気後退により、税収入が減少するなど、市の財政状況は厳しい状況にあります。また、地域主権の進展や市民ニーズの多様化など、地方自治体を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。

このような状況のなか、本市では、第 4 次小牧市行政改革大綱の推進期間が平成 23 年度に終了することを契機に、小牧市行政改革推進委員会の意見をいただきながら、第 6 次小牧市総合計画により明らかにされた課題等との整合を図るなどの見直しを行い、第 4 次小牧市行政改革大綱(改訂版)を策定しました。

今後も、公平・公正な市政運営をすすめ、常に市民の皆さんから信頼される市政を目指し、行政改革に取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 24 年 1 月

小牧市長 山下 史守朗

第4次小牧市行政改革大綱（改訂版）

I 行政改革の背景と必要性

1 行政改革の経緯

小牧市では、時代とともに変化する様々な行政への要望に応え、市民が暮らしやすく、いきいきとした地域社会を目指して、昭和61年3月に小牧市行政改革大綱を策定しました。その大綱に沿って、従来実施してきた事業を見直し、OA化を進めるなど、行政の合理化・効率化に努めました。

その後も、高齢化が進み、環境に対する意識が高まるなど、変化し続ける社会に対応するため、第2次、第3次の行政改革大綱を策定してきました。また、平成18年3月には第3次小牧市行政改革大綱の基本方針に沿い、より一層効果的で質の高い市民サービスの提供を目指すため、小牧市集中改革プラン*¹を策定しました。

さらに、平成19年3月には第4次小牧市行政改革大綱を策定し、時代の変化に対応した行政改革を進めています。

今回の見直しは、第4次小牧市行政改革大綱策定後にスタートした第6次小牧市総合計画との整合を図り、新たな取組み等を追加し、推進期間を平成25年度末までの7年間に延長しました。

2 行政改革の必要性

少子高齢化と人口減少社会*²の到来により、労働力人口の減少、社会保障費の増加など、社会経済に与える影響が懸念されています。

また、地方自治の大きな潮流となっている地域主権*³の進展は、住民に身近な地方自治体である市町村の役割が大きなものとなり、自主性と自立性が一層重要になってきます。

さらには、生活水準の向上、国際化や情報化の進展、就業形態の変化などによる市民ニーズの多様化など、本市を取り巻く社会経済情勢は、今後も大きく変化していくものと予想します。

こうした状況の中、行政資源^{※4}を効果的・効率的に活用し、地域における市民サービスの向上を図っていく必要があります。

そのためには、市民と行政の協働によるまちづくりを推進する基盤・体制づくりと、さらなる行政改革の推進による強固な行財政基盤の確立が必要となっています。

3 行政改革の目的

本大綱は、第6次小牧市総合計画に掲げる将来都市像「人と縁 かがやく創造のまち」の実現に向けた取り組みを着実に推進するため、市民と行政との協働を基本として、効果的・効率的な行政経営に計画的に取り組むことを目的とします。

II 行政改革の内容

1 新たな社会の変化に対応した行政運営

少子高齢化と人口減少社会^{*2}の到来、地域主権^{*3}の進展等により市民サービスの領域が拡大する中、市民ニーズは多様化・高度化してきています。

このような社会の変化に対応するため、市民と行政との協働体制の構築をしていくとともに、市民活動団体^{*5}やNPO法人^{*6}などの多様な主体との協働をさらに推進していきます。

また、透明で、地域に開かれた行政とするため、情報公開に取り組んでいきます。

(1)市民協働の推進

さまざまな地域の課題を身近に把握している市民活動団体^{*5}やNPO法人^{*6}など、多様な主体との協働を推進します。そして地域の課題に応じた市民サービスを提供していきます。

また、市民活動団体^{*5}やNPO法人^{*6}などとは、行政と対等な立場で連携しながら、その活動を支援します。

(2)民間活力の導入

簡素かつ効率的な行政の運営を図るため、公的責任に留意しながら民間の活力を導入します。

特に、公の施設^{*7}の管理運営については、指定管理者制度^{*8}を有効に活用していきます。

(3)公正の確保と透明性の向上

行政運営のパートナーである市民に対して、行政の持つ情報を速やかにかつわかりやすい形で提供し、情報の共有化を図ります。

また、個人情報の保護に努めながら、情報公開条例の適正な運用を図ります。

(4) 外郭団体^{※9}の見直し

「外郭団体等の改革に関する指針」に基づき、自立した組織運営ができるよう外郭団体等の見直しを推進します。

2 健全な財政運営

少子高齢化の進展などにより、今後、市税収入の大幅な伸びを見込むことが難しいうえ、社会保障費の増加が見込まれています。

こうした状況の中で、施策・事業を常に見直すことにより、社会の変化に対応しつつ、将来に過大な負担をかけない健全で安定した財政運営の確立を図ります。

(1) 事務事業の見直し

限られた行政資源^{※4}を有効に活用するため、常に事務事業を見直し、スクラップ・アンド・ビルド^{※10}に取り組みます。

(2) 補助金^{※11}等の見直し

各種補助金等については、その性質や効果等を検証し、統廃合や終期設定の検討等、定期的な見直しを行います。

(3) 財政の健全化

自立し安定した行政経営を推進するため、中期的な財政の見通しを踏まえつつ、計画的な財政運営を行います。また、市民に対し財政状況を分かりやすく公表します。

外郭団体^{※9}を含めた市全体の資産・負債等の状況を的確に把握し、公表するとともに、資産の有効活用に努めます。

市税等の収納率向上のための体制強化、使用料・手数料等の定期的な見直しなどを行い、公平な負担による自主財源の確保に努めます。

経費全般にわたる見直し、将来的な負担を考慮した適正規模の市債発行、公共工事等における入札制度の改善等を推進します。

(4) 地方公営企業^{※12}等の経営健全化

地方公営企業については、設置目的に合った市民サービスを提供するとともに、公営企業としての経済性を考慮し、収入の確保と経費の節減に努め、経営の健全化を進めます。

そのため、中期・長期経営計画に基づき、経営改革の推進に取り組んでいきます。

(5) 公の施設^{※7}の有効活用

長期的な視点に立った維持修繕により、施設の長寿命化を図ります。多様化する市民ニーズを見極めながら、指定管理者制度^{※8}や民間委託などを活用した、効率的な施設管理に努めます。

3 効率的な組織の確立

効率的な行政経営を推進し、変化する社会に柔軟に対応できるよう、市の組織体制を確立します。

また、職員一人ひとりが社会の変化に対応し、自ら業務改善に取り組み、市民とともに行動できるよう、人材育成に努めます。

(1) 組織体制の整備

市民から見てわかりやすい組織体制の確立を図ります。

市民サービスの拡充や業務の効率化を目指し、時代の要請に即して柔軟に対応できる組織づくりを進めます。

また、より一層の市民サービスの向上を図るため、周辺市町との連携を進めます。

(2) 定員管理・給与の適正化

人材育成や職員の能力開発に取り組むとともに、再任用職員^{*13}、任期付職員^{*14}、非常勤職員など多様な任用形態を推進し、効果的・効率的な定員の適正化を行います。

また、職員給与については、隨時見直しを図りながら、給与の適正化に努めます。

(3) 人材育成の推進

社会の変化に対応し、多様化する行政課題に迅速に対応できる職員の育成を図ります。

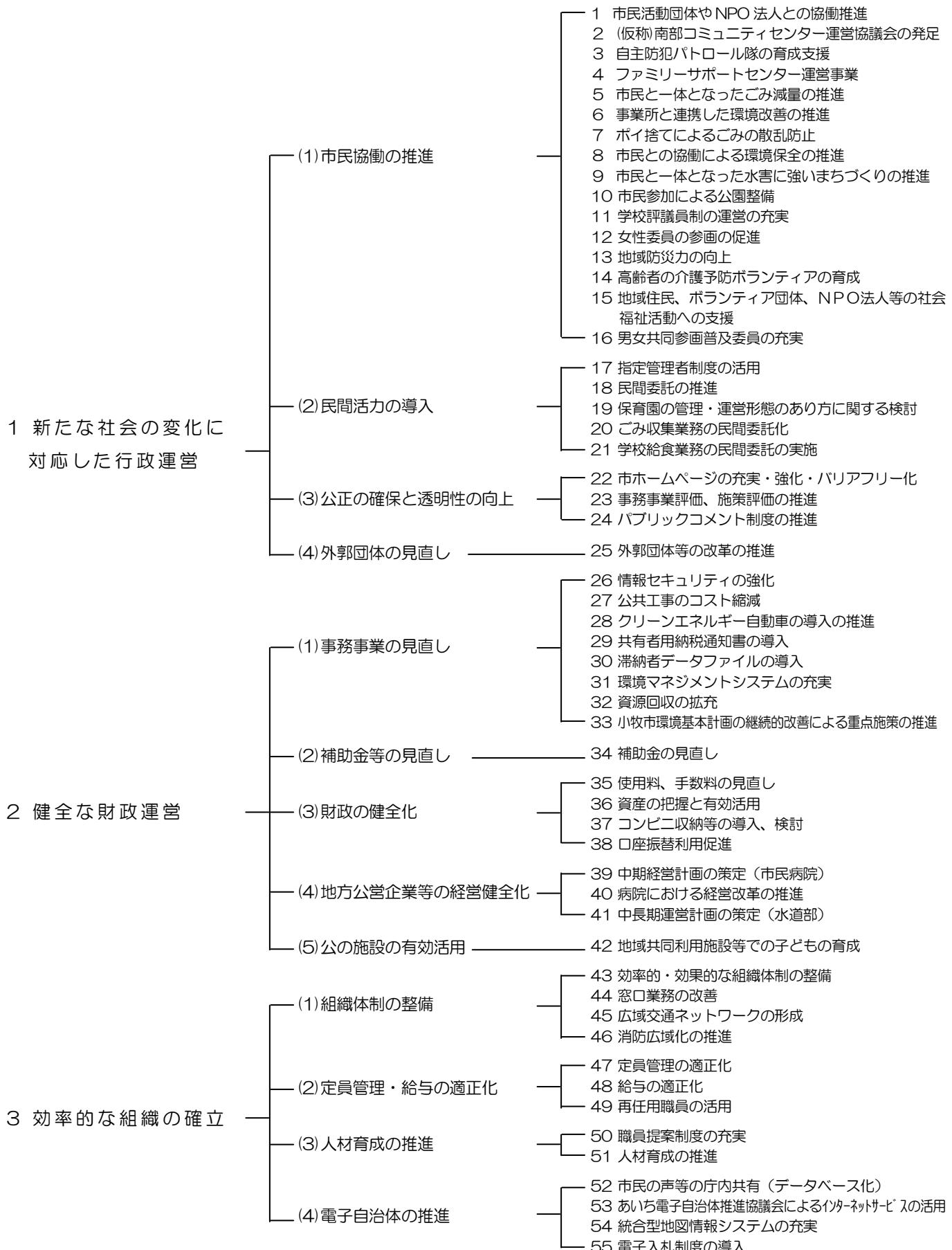
人材育成基本方針に基づき、小牧市が求める職員像を実現するため、人事評価制度をはじめ、人事制度全体で職員の意欲向上や能力開発、意識改革を行います。

(4) 電子自治体の推進

IT^{*15}を活用し、市民との情報の共有化や市民参加の機会を拡充します。また、行政手続きの電子化や簡略化等により、市民サービスのさらなる向上と業務の効率化を図ります。

システムの開発や運用においては、小牧市内だけにとらわれず広域的な対応も検討します。また、個人情報の保護など情報の管理にも的確に対応します。

III 計画の体系



《用語解説》

※¹ 小牧市集中改革プラン

第3次小牧市行政改革大綱に基づき、より一層効率的な市政経営を確立し、質の高い行政サービスの提供を目指し、平成21年度末までを計画期間とし、平成18年3月に策定したもの。

※² 人口減少社会

これまでの日本のように、毎年の死亡人口よりも誕生人口のほうが多く人口が自然増していく社会ではなく、新しく誕生する新生児の数が少なく、人口の自然増が期待できない社会。

※³ 地域主権

住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むこと。

※⁴ 行政資源

ヒト（人材）、モノ（施設・備品）、カネ（財源）など行政活動のもとになるもののこと。

※⁵ 市民活動団体

市内で市民活動を行うグループ・ボランティア（特定非営利活動促進法に定める法人格の有無は問いません）

※⁶ NPO法人

特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得した組織。

※⁷ 公の施設

市民会館、野球場等スポーツ施設、公園、コミュニティセンターのような、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設。

※⁸ 指定管理者制度

民間の能力を活用することによって、多様化する市民ニーズに効果的・効率的に対応し、住民サービスの向上や経費の節減を図るため、公の施設の管理を市が指定する法人やその他の団体が行う制度。

※⁹ 外郭団体

市からの財政支出や人的支援の状況から判断して、市と関連が深い団体をいう。団体の運営が本市の継続的な財政支出に大きく依存しているものを含む。

※¹⁰ スクラップ・アンド・ビルト

老朽化した建物・設備を一度廃棄や取り壊して、その後最新鋭の技術などを生かした新しい設備などにリニューアルされること。自治体組織に対しても同様に再構築すること。

※¹¹ 補助金

団体、個人の行う特定の事務事業等に対し、公益上必要があると認めた場合に、その事務事業の実施にあたり行政目的を効果的かつ効率的に達成するため、反対給付を求めることなく行う金銭的給付。

※¹² 地方公営企業

都道府県などの地方公共団体が、住民の福祉増進を目的として経営する企業のこと。民間企業と同じように、企業としての経済性が求められる。一般的行政機関も、地方公営企業も、利潤の追求が目的ではなく、あくまでも公共の福祉の増進を目的としているが、一般的行政機関では税金で経費をまかなっているのに対して、地方公営企業は、原則として民間の会社と同様に「独立採算」で経営されている。たとえば、水道事業では、水道料金などの料金収入によってまかなわれている。

※¹³ 再任用職員

地方公共団体の定年退職者等で、従前の勤務実績等に基づく選考により再び採用された者のこと。任用形態は常勤（常時勤務を要する職）と非常勤（短時間勤務の職）とがある。本格的な高齢化社会に対応し、高齢者の知識・経験を社会的に活用するとともに、定年以後の生活を支えるため導入された制度。

※14 **任期付職員**

「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づき採用される職員。任用形態は常勤（常時勤務を要する職）と非常勤（短時間勤務の職）とがある。

※15 **IT**

コンピュータやデータ通信に関する技術の総称。コンピュータおよび通信ネットワークの発展に伴い、情報の高付加価値化、効率化を目指す電子情報活用技術全般を指す。「Information Technology」(インフォメーション テクノロジー)の略。最近では、情報通信におけるコミュニケーションの重要性を明確にするため、「ICT」(Information & Communications Technology)(インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー)と用いることもある。